

秋田県産業労働部職場環境整備事業企画提案競技審査要領

1 目 的

この要領は、秋田県産業労働部職場環境整備事業の委託候補者を選定するため、審査に関して必要な事項を定めるものである。

2 審査会の設置

秋田県産業労働部産業政策課内に審査会を設置する。事務局は、同課企画チームに置く。

3 審査委員

審査会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 産業労働部次長
- (2) 産業労働部次長が指名する者 3 名

4 審査会の運営

- (1) 審査会には委員長を置き、委員長は産業労働部次長が務める。
- (2) 委員長は会務を総括し、審査会を代表する。
- (3) 審査会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- (4) 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- (5) 審査会の会議は、非公開とする。
- (6) 委員長は必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

5 審査方法

企画提案競技参加事業者によるプレゼンテーションに基づき審査する。なお、やむを得ない事情によりプレゼンテーションができない場合は、書類審査のみとすることができる。

6 審査評価内容

(1) 評価方法

- ・ 秋田県産業労働部職場環境整備業務委託仕様書で提示した事項について、企画提案書の内容を基に評価する。
- ・ 評価項目それぞれについて 5 段階評価を行い、項目ごとの係数を乗じて評価点を算出する。
- ・ 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る加点については、別紙により実施する。
- ・ 評価点の合計は、委員 1 人あたり 100 点満点とする。

(2) 評価項目等

別添「企画提案評価票」のとおり。

(3) 評価基準

評価基準点	評価基準
5	特に良い
4	良い
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

(4) 委託候補者の選定方法

- ・審査委員ごとに、各評価項目について評価を行い、評価票を作成する。
- ・各審査委員の評価票の点数を集計し、総合点が高い順に順位を付ける。
- ・総合点が同点の場合は、審査委員による協議により、順位を決定する。
- ・企画提案が仕様書の内容を満たさない場合、または、事業の目的を達成するために十分な水準に達していないと判断した場合には、委託候補者を選定しない。
- ・企画提案が事業の目的を達成するために十分な水準に達していると判断する目安は、総合点が各審査委員の評価点の合計の6割以上であること（240点以上）とする。
- ・総合点が240点以上の者のうち、順位が第1位の者を委託候補者として選定する。

7 その他

- ・審査委員個々の評価内容は、公表しないものとする。

附 則

この要領は、令和8年7月17日から施行する。

企画提案評価票

(秋田県産業労働部職場環境整備事業 企画提案競技審査)

提案者: _____

評価者(審査員): _____

評価項目	評価基準点 (得点を○で囲む)	係数	評価点
1 業務遂行能力(配点:20点)			
・過去に同種の業務内容の受託実績があり、一定の成果を上げているか。	5・4・3・2・1	1	
・目的を達成するための明確な方向性や考え方、実施スキームが示されているか。	5・4・3・2・1	1	
・県が求める業務及び提案内容を履行期限までに遂行できる十分な体制となっているか。	5・4・3・2・1	1	
・履行期限日までの具体的なスケジュールが示されているか。	5・4・3・2・1	1	
2 企画提案能力(配点:60点)			
・執務スペースについて、職員の新しい働き方の実践意欲を高めるような魅力あるレイアウトを提案すること。	5・4・3・2・1	2	
・通路側打合せスペースについて、利用者の快適な利用が図られるとともに、機能的かつ魅力的なものとなるように工夫されている	5・4・3・2・1	2	
・コラボレーションスペースについて、チームの人数や組成したプロジェクト数に応じて柔軟に配置を変更できるよう、机や椅子は移動可能なものであるか。	5・4・3・2・1	2	
・オンラインスペースについては、企業とのリモートワーク会議を想定しており、パーティション等により周辺のスペースへの音漏れを軽減する措置が取られているか。	5・4・3・2・1	2	
・窓側打合せ・コワーキングスペースについては、打合せ人数に応じて柔軟に配置を変更できるよう、机や椅子は移動可能なものであり、かつ利用者が快適に利用できるよう、機能的で魅力的なものとなっているか。	5・4・3・2・1	2	
・来客用無人受付カウンターについては、来客者が自然に受付台へ立ち寄り、入口から執務スペースへ直接立ち入ることのないよう、設置位置が工夫されているか。	5・4・3・2・1	2	
4 経費の妥当性(配点:10点)			
・全ての業務について、過不足なく計上されているか。	5・4・3・2・1	1	
・各経費の積算単価は、適正な見積により算定され、妥当なものとなっているか。	5・4・3・2・1	1	
5 賃金水準の向上・女性の活躍推進(配点:10点)			
・賃金水準の向上 (別紙のとおり)	5・4・3・2・1	1	
・女性の活躍推進 (")	5・4・3・2・1	1	
		合計	/100点

コメント欄

別紙 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る加点

評価項目	設定区分例			配点	
	大区分	小区分			
賃金水準 の向上	役員及び従業員の給与等 受給者 1 人当たりの平均 給与額又は役員を除く従 業員の給与等受給者 1 人 当たりの平均給与額の対 前年増加率	1.50%以上		3	最大 5
		2.00%以上		4	
		3.00%以上		5	
	「パートナーシップ構築 宣言」の作成・公表		0.5		
女性の活 躍推進	一般事業主行動計画の策 定・届出	従業員数 100 人以下の企業	女活法 ※ 2	各 0.25	最大 0.5
			次世代法 ※ 2		
	えるぼしチャレンジ企業 認定 ※ 1			1	最大 3
	法令に基づく認定	女活法 ※ 2	えるぼし	1.5	
			プラチナえるぼし	2	
		次世代法 ※ 2	くるみん	1.5	
			プラチナくるみん	2	
		若者雇用 促進法※ 2	ユースエール	0.5	
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰		各 0.5	最大 1
		女性の活躍推進企業表彰			
子ども・子育て支援知事表彰					
男女共同参画社会づくり表彰					

※ 1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は令和 4 年 5 月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を 1 つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※ 2 女活法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）

賃金水準の向上に係る加点の提出書類

評価項目	提出書類
役員及び従業員の給与等受給者 1 人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者 1 人当たりの平均給与額の対前年増加率	直近及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の写し、又は「税理士等の第三者による賃上げ実績確認書類（任意様式又は参考様式）」
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表	「パートナーシップ構築宣言」の写し

女性の活躍推進に係る加点の提出書類

評価項目	提出書類
一般事業主行動計画の策定・届出	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し
法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）	労働局長が交付する認定通知書の写し
秋田県知事表彰の受賞	表彰状の写し（写真可）